

『ハーグ条約と子の連れ去り』資料

関係条約、規則およびドイツ国内施行法

- 1 ハーグ子連れ去り条約および
ヨーロッパ監護権条約に関する法律
- 2 ヨーロッパ監護権条約
- 3 監護権条約施行法
- 4 国際家族法手続法
- 5 ブリュッセルII a規則

1 ハーグ子連れ去り条約および
ヨーロッパ監護権条約に関する法律

国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年10月25日のハーグ条約および子の監護権および監護権の回復に関する判決の承認および執行に関する1980年5月20日のヨーロッパ条約に関する法律（1990年4月5日）

連邦衆議院は、連邦参議院の同意を得て以下の法律を制定した：

第1条 以下の条約を承認した：1. 1987年9月9日にハーグでドイツ連邦共和国により署名された、国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年10月25日の条約、2. 1980年5月20日にルクセンブルクでドイツ連邦共和国により署名された、子の監護権および監護権の回復に関する判決の承認および執行に関するヨーロッパ条約。その条約は以下に公的なドイツ語への翻訳により明らかにされる。

第2条 この法律は、ベルリン州がこの法律の適用を定める限りにおいて、同州にも適用される。

第3条 (1) 本法は、公布の日に発効する。
(2) 国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する条約が、同条約43条2項により、また子の監護権および監護権の回復に関する判決の承認および執行に関するヨーロッパ条約が、同条約22条2項によりドイツ連邦共和国で発効する日は、連邦官報で明らかにされる。

上記の法は、かように制定され、連邦官報に掲載される。

1990年4月5日、ボン
連邦大統領 ヴァイツェッカー

連邦首相 ヘルムート・コール
連邦司法大臣 エンゲルハルト
連邦外務大臣 ゲンシャヤー

2 ヨーロッパ監護権条約

子の監護権および監護権の回復に関する判決の承認および執行に関するヨーロッパ条約

この条約に署名するヨーロッパ会議の参加国は、ヨーロッパ会議の参加国の中で監護権に関する判決に際して子の福祉が決め手を与える意味を有することを認識し、子の監護権に関する判決の承認および執行を容易にするルールの導入が、子の福祉のためにより大きな保護を保障することを考慮し、それに鑑みて、親の子の一時的監護に関する権利が監護権の標準的な結果としての現象であることの強調が望ましいことを考量し、子が許容されない方法で国境を越えて移される事例の数の増加およびそれに際して生ずる問題を相当な方法で解決することの困難さに鑑み、恣意的に中断された子の監護関係を回復することを可能にする、適切な措置をとるという希望の中で、この目的のために様々な必要および様々な事情に適したルールを作ることが望ましいことを確信する。それらの官署間で法的な領域における共同作業を実現することを望んで、以下のように条約を定める。

第1条 本条約の意味において、a) 子とは、国籍がなんであるかを問わず、16歳を満了していない場合であって、かつその常居所地の法、その者が属する国の法または要求された国の国内法に従ってその固有の居所を定める権利を有しない者をいう。b) 官署とは、

裁判所または行政官署である。c) 監護権の判決とは、それがその居所の決定権またはその一時的監護権（面会交流権）を含む、子の身上監護に関する限りでの官署の判決である。d) 許容されない連れ去りとは、それにより締約国でなされ、かつかような国で執行可能な監護権の判決が侵害される場合の、国境を越えた連れ去りである。許容されない連れ去りとして、i) 子が、監護権が行使される高権地域とは異なった高権地域における訪問期間またはその他の一時的な居住の終了に際して国境を越えて返還されず、ii) 連れ去りが後で第12条により違法と表明された事例もまた含まれる。

第1部 中央当局

第2条 (1) 各締約国は、この条約の中で定められた任務を遵守する中央当局を定める。(2) 多数の法体系を有する連邦国家または国家は、自由に多数の中央当局を定めることができる。それらはその管轄を定める。

(3) この条項の各々の名称は、ヨーロッパ議会の総務長官に伝えられる。

第3条 (1) 締約国の中央当局は、共同して作業し、その国の管轄中央当局の共同作業を促進する。それらはあらゆる要求された緊急性をもって活動しなければならない。

(2) この条約の遂行を容易にするために、締約国の中央当局は、a) 管轄官署に由来し、かつ継続中の手続における権利または事実の問題に関する情報の要求の伝達を確保し、b) 相互に要求に応じて、子の監護権の領域におけるその権利およびその変更についての情報を与え、c) 相互に条約の適用に際して生じうるすべての困難について教示し、かつその適用に対立する障害を可能な限り排除する。

第4条 (1) 締約国で監護権の判決を実現

し、それを他の締約国で承認または執行させようとする者は、この目的で各々の任意の締約国の中央当局に申立てをなす。

(2) 申立てには第13条で言及されている書類が添付される。

(3) 申立てがなされた中央当局が要求される国の中央当局ではないときは、申立てがなされた中央当局はその書類を直接かつ遅滞なく後者の中央当局に伝達する。

(4) 申立てがなされた中央当局は、本条約の要件が明らかに満たされていないときは、活動を拒否しうる。

(5) 申立てがなされた中央当局は、申立人に遅滞なくその申立ての進展について通知する。

第5条 (1) 要求された国の中央当局は、a) 子の居住地を発見し、b) 特に、すべての必要な一時的措置により、子または申立人の利益が侵害されることを回避し、c) 判決の承認または執行を保障し、d) 要求する官署がなされた措置およびその結果について教示するために、それが適切と考えるすべての措置を遅滞なくなし、または惹起し、必要な場合はその管轄官署での手続を開始する。

(2) 要求された国の中央当局が、子が他の締約国の高権地域にいることを認める理由があるときは、要求された国の中央当局は書類を直接かつ遅滞なくこの国の中央当局に伝達する。

(3) 各締約国は、申立人から申立人のために第1項に基づいて当該国の中央当局によりなされる措置のためにいかなる支払も要求しない義務を負う。それには手続費用および場合によっては弁護士費用も含まれるが、子の返還費用は含まれない。

(4) 承認または執行が拒否され、かつ要求される国の中央当局が、それがこの国でその事件の判決を自ら惹起するという申立人の要求

を聞き届けるという見解であるときは、この官署は、この国に居住しかつその国籍を有する者と同様の条件のもとで手続中の申立人の代理を保障することに最大限努める。この目的のためにそれは特にその管轄官署での手続を開始しうる。

第6条 (1) 関係中央当局の間の特別の合意および第3項の規定を留保して、a) 要求された国の中央当局への通知は、この国の公用語または公用語の一つで作成され、またはこの言語への翻訳により開始されねばならない。b) しかし、要求される国の中央当局は、英語またはフランス語で作成され、またはこの言語の一つへの翻訳により開始される通知もまた認めなければならない。

(2) 要求される国の中央当局から出された、検索の結果を含む通知は、公用語またはこの国の公用語の一つまたは英語もしくはフランス語で表記されうる。

(3) 締約国は、第1項b) の適用の全部または一部を排除しうる。締約国がこの留保を持ち込んだときは、各々の他の締約国は、それに対してその留保もまた適用しうる。

第2部 判決の承認および執行ならびに監護関係の回復

第7条 締約国でなされた監護権の判決は、各々の他の締約国で承認され、かつそれが発生国で執行可能であるときは、執行可能なものと表明される。

第8条 (1) 許容されない連れ去りの場合、要求される国の中央当局は、a) 判決がなされる国における手続の開始時、またはこれがより早くなされた場合は、許容されない連れ去りのときに、子および両親がもつばらこの国の一員であり、かつ子がこの国の高権領域にその常居所を有し、かつb) 許容されない連れ去りの後6ヵ月以内に回復を求める申

立てが中央当局になされたときは、即時に監護関係の回復をもたらさなければならない。

(2) 要請される国の法律に従い、第1項の要件が裁判手続なしに満たされえないときは、この手続において条約に述べられている拒絶原因は適用されない。

(3) 管轄官署により認められた監護権者と第三者の間の合意においてこの者に一時的監護権が許容され、かつ外国に連れ去られた子が合意された期間の終了時に監護権者に返還されなかった場合は、監護関係は第1項b) および第2項により回復される。同じことは、管轄官署の決定によりかような権利が監護権を有しない者に認められない場合にもあてはまる。

第9条 (1) 第8条に述べられている許容されない連れ去りの事例以外の場合において、申立てが連れ去りの後6ヵ月内に中央当局になされたときは、承認および執行は、以下の場合においてのみ拒絶されうる：a) 被告またはその法定代理人が不在のになされた判決の場合に、被告に手続を開始する書類またはそれと同じ効力を有する書類が適切にもまた適時にも届けられておらず、彼が抗弁をなしえない場合。しかし、届けられないことは、届けられることが、被告がその居所を、手続を原因発生国で開始した者に隠したがゆえに、実現しなかった場合は、承認または執行の拒絶の理由とはなりえない。b) 被告またはその法定代理人の不在の場合になされた判決に際して、判決をなした官署の管轄が、i) 被告の常居所地、ii) 少なくとも親の一方がその常居所をなおそこに有する限りにおいて、子の両親の最後の共通の居所、またはiii) 子の常居所において理由づけられない場合。c) 子が連れ去りの前に、要求される国の高権領域に常居所を有した場合を除い

て、判決が、要求される国で子の連れ去りの前に執行可能であった監護権判決と調和しない場合。(2)申立てが中央当局になされない場合、第1項は、許容されない連れ去りの後6ヵ月内に承認および執行が申し立てられる場合にも適用される。

(3) いかなる場合にも外国判決の内容は吟味されるべきではない。

第10条 (1) 第8条および第9条に述べられた事例以外の場合に、承認および執行は、9条に定められた理由からだけでなく、以下の理由によっても拒絶されうる：a) 判決の効力が要求される国の家族法および子ども法の基本的価値と明らかに矛盾する場合、b) 時間の経過も含まれるが、許容されない連れ去りによる子の居所の単なる変更は含まれない、事情の変更に基づいて、当初の判決の効力がもはや子の福祉には適合しない場合、c) 発生国の手続の開始のときに、i) 子が、要求された国の国民であり、またはそこに常居所を有し、かつ発生国とのかような関係が存在せず、ii) 子が発生国ならびに要求される国の国民であり、かつ要求される国に常居所を有する場合、d) 判決が、要求される国でなされ、またはそこで執行される第三国の判決と調和しない場合。この場合判決は、承認または執行の申立てがなされる前に開始された手続においてなされねばならず、かつ拒絶は子の福祉に適合していなければならぬ。

(2) これらの場合承認または執行の手続は、以下の理由に基づいて停止されねばならない：a) 当初の判決に対して正規の上訴がなされた場合、b) 要求された国で子の監護権についての手続が係属し、かつこの手続が発生国における手続の開始の前に開始した場合、c) 子の監護権に関する他の判決が執行

手続または他の判決承認手続の対象である場合。

第11条 (1) 子の一時的監護権についての判決および監護権判決に含まれている一時的監護権についてのルールは、他の監護権判決と同じ条件のもとで承認され、かつ執行される。

(2) しかし、要求される国の管轄官署は、一時的監護権の遂行および行使のための条件を定めうる。それに際して特に当事者により負担される、これに関する義務が考慮されねばならない。

(3) 一時的監護権について判決がなされず、または監護権判決の承認または執行が拒絶されたときは、要求される国の中央当局は、かような判決を実現するために、一時的監護権を要求する者の申立てに基づいてその国の管轄官署に問い合わせうる。

第12条 子が国境を越えて連れ去られるときに、締約国でなされた執行しうる監護権判決が存在しないときは、本条約は、当事者の申立てに基づいて、連れ去りが違法と表明される、各々の後になって締約国でなされる判決に適用されうる。

第3章 手続

第13条 (1) 以下のものは、他の締約国における監護権判決の承認または執行の申立てに添付されうる：a) 要求される国の中央当局が、申立人のために活動し、またはこの目的のために他の代理人を定めることを授權された書類、b) その証明力のために必要な要件を満たす、判決の謄本、c) 被告またはその法定代理人の欠席の場合になされた判決においては、手続が開始された文書または同じ価値のある文書が被告に秩序に適って届けられたことが示される書類、d) 場合によって

は、判決が発生国の法に従って執行しうることを示される書類、e) 場合によっては、要求される国における子の居住地またはありうる居住地に関する言明、f) 子の監護関係がどのようにして回復されるかについての提案。

(2) 上記の書類には必要のある場合は第6条の標準に従った翻訳が添付されるべきである。

第14条 各締約国は、監護権の判決の承認および執行のために単純および迅速な手続を適用する。この目的のためにそれは、単純な申立ての形で執行可能宣言がなされうることを確保する。

第15条 (1) 要求される国の官署が第10条1項b)の判決をなす前に、a) それは、これが特別にその年齢および理解力のために実行しえないものではない限り、子の見解を確定しなければならず、b) 適切な搜索が行われることを要求しうる。

(2) 締約国で行われる搜索のための費用は、それが行われる国の官署により負担される。

(3) 搜索の試みおよび搜索の結果は、中央当局を通じて搜索をする官署に伝えられる。

第16条 本条約の目的のために真正の証明または類似した様式性は要求されえない。

第4章 留保

第17条 (1) 各締約国は、第8条および第9条またはこれらの条文の一つに含まれる事例において、留保において示される、第10条において規定された原因に基づいて、監護権判決の承認および執行が拒絶されうることを留保しうる。

(2) 第1項に規定された留保を持ち込んだ締約国においてなされた判決の承認および執行は、各々の他の締約国において、この留保の中に示された付加的な原因の一つに基づいて拒絶されうる。

第18条 各締約国は第12条により拘束されないことを留保しうる。かような留保を持ち込んだ締約国でなされた、第12条に述べられた判決には、本条約は適用されえない。

第5章 他の条約

第19条 本条約は、発生国と要求された国の間の他の国際条約または要求された国の条約になっていない法が、判決の承認または執行を実現するために適用されることを排除しない。

第20条 (1) 本条約は、締約国が非締約国に対して、本条約に規定された事件に拡大される、国際条約に基づいて有する義務に影響しない。

(2) 二つまたはそれ以上の締約国が子の監護権の領域で統一的な法規定を制定し、またはこの領域で判決の承認または執行に関する特別の体系を作り、またはそれらがこれを将来においてなす場合には、それらは任意に条約またはその一部の代わりにこれらの法規定またはこの体系を相互に適用することができる。この規定を利用しうるために、これらの国は、その判決をヨーロッパ会議の総務長官に通知しなければならぬ。この判決の各々の変更または廃止も同様に通知されねばならない。

第6章 終局規定

第21条 本条約は、ヨーロッパ会議の加盟国の署名に供される。批准、承認または認可が必要である。批准、承認または認可証書は、ヨーロッパ会議の総務長官に預託される。

第22条 (1) 本条約は、ヨーロッパ会議の三つの加盟国が第21条に従って、本条約により拘束されるという同意を表明した日から3ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生

じる。

(2) 後になって本条約により拘束されることの同意を表明したすべての国家については、批准、承認または認可証書の預託の後3ヵ月の期間に続く最初の日に効力が生じる。

第23条 (1) 本条約の発効後ヨーロッパ会議の大臣委員会は、条約第20条に規定された多数および委員会への出席請求権を有する締約国の代理人の一致した同意をもってまとめられた決定により、条約に加盟する会議のすべての非構成国家を招請しうる。

(2) すべての加入国家について本条約は、ヨーロッパ会議の総務長官への加入証書の預託後3ヵ月の期間に続く月の最初の日に発効する。

第24条 (1) 各国は、その批准、承認、同意または加盟証書の署名または預託に際して、本条約が適用される個々のまたは複数の高権地域を指示しうる。

(2) 各国は、その後いつでもヨーロッパ会議の総務長官に向けられた表明により、本条約適用を各々の更なるその表明に示された高権領域に拡大しうる。本条約は、この高権領域について、総務長官への表明の到着後3ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生じる。

(3) 各々の第1項および第2項に従って表明は、各々のその中に表示された高権領域に関して、総務長官に向けられた通知により撤回されうる。撤回は、総務長官への通知の到着後6ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生じる。

第25条 (1) 子の監護事件および監護権判決の承認および執行について異なった法体系が妥当している、二つまたはそれ以上の領域から成る国家は、批准、承認、同意または加盟証書の署名または預託に際して、この条約がすべてのその適用領域またはその一つまた

はそれ以上に適用されることを表明しうる。

(2) かような国家は、その後いつでもヨーロッパ会議の総務長官に向けられた表示によりこの条約の適用を、各々の更なるその表明に記された領域に拡大しうる。本条約は、この領域について、表明の総務長官への到達後3ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生じる。

(3) 各々の第1項および第2項に従って表示された表明は、各々のその中に表示された領域に関して、総務長官に向けられた通知により撤回されうる。撤回は、総務長官への通知の到達後6ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生じる。

第26条 (1) ある国において子の監護権の領域について、空間的に異なった適用領域を有する二つまたはそれ以上の法体系が存在するときは、a) ある者の常居所地または国籍地の法の指示は、この国に適用されている法規定によって定められる法体系、かような規定が存在しないときは、その者が最も密接な関係を有する法体系の指示と、b) 発生国または要求される国の指示は、判決がなされ、または判決の承認または執行あるいは監護関係の回復が申し立てられる領域の指示と理解されうる。

(2) 第1項aは、監護法の領域で人的に異なった適用領域をもった二つまたはそれ以上の法体系を有する国に準用される。

第27条 (1) 各国は、批准、承認、認可または加盟証書の署名または預託に際して、それが第6条3項および第17条および第18条に規定されている留保の一つまたはそれ以上を利用することを表明しうる。さらなる留保は許容されない。

(2) 第1項により留保を持ち込んだ各締約国は、それをヨーロッパ会議の総務長官向け

られた通知の全部または一部を撤回しうる。撤回は、通知の総務長官への到達とともに効力を生じる。

第28条 ヨーロッパ会議の総務長官は、本条約の発効の日に続く3年の終了時に、かつ自らいつでもその後締約国によって指定された中央当局の代理人は、本条約の作用の仕方を議論し、かつ軽減するために、会議に招請しうる。本条約の締約国ではないヨーロッパ会議の各加盟国は、オブザーバーによって代理されうる。各会議の作業については報告が準備され、ヨーロッパ会議の大臣委員会に提出される。

第29条 (1) 各締約国は、この条約をいつでもヨーロッパ会議の総務長官に向けられた通知により解約しうる。

(2) 解約は、総務長官への通知の到達後6ヵ月の期間に続く月の最初の日に効力を生じる。

第30条 ヨーロッパ会議の総務長官は、会議の加盟国およびこの条約に加入したすべての国に、a) 各々の署名、b) 批准、承認、認可または加盟証書の各々の預託、c) 第22条、第23条、第24条および第25条による本条約の発効の時期、d) この条約と関連する各々の他の行為、通告または通知を知らせる。

その証拠としてこの条約の正当な権限を有する署名者が署名した。

1980年5月20日にルクセンブルクで、いづれも等しく正文である英語またはフランス語の文書が作成され、それは、ヨーロッパ会議の議事録に収録された。ヨーロッパ会議の総務長官は、すべてのヨーロッパ会議の加盟国およびすべての本条約への加入のために招請された国に、認証謄本を伝えた。

3 監護権条約施行法

(旧) 監護権条約の施行および非訟事件手続法並びに1990年4月5日の他の法律の改正に関する法律(最終改正は、1999年4月13日の監護権条約施行法による管轄の変更に関する法律による)(BGBl. 1990 I S. 701)

連邦衆議院は連邦参議院の同意を得て以下の法律を議決した。

Art. 1 国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年10月25日のハーグ条約および子の監護権および監護関係の回復に関する判決の承認および執行に関する1980年5月20日のヨーロッパ条約の施行に関する法律(監護権条約施行法(SorgeRÜbkAG))

第1章 中央当局

第1条(規定) 中央当局の任務(1980年10月25日の条約(ハーグ条約)(BGBl. 1990 II S. 206, 207) 第6条、1980年5月20日の条約(ヨーロッパ条約)(BGBl. 1990 II S. 206, 220) 第2条)を連邦最高裁の連邦検察長官が請合う。連邦検察長官は直接に本法の適用領域を管轄する裁判所および官署と交渉する。

第2条(要請があった場合の翻訳) (1) ヨーロッパ条約の他の締約国から申立てがなされた中央当局は、通知または添付された文書がドイツ語で書かれておらず、またはドイツ語への翻訳が伴っていない限り、審査をすることを拒否しうる(条約第6条1項および3項、第13条2項)。

(2) 文書がハーグ条約第24条1項により例外的にドイツ語の翻訳を伴っていない場合は、中央当局は翻訳をなさしめる。

第3条（中央当局の措置）(1) 中央当局は、これが申立てから生じない場合は、子の居住地を搜索するために、警察官署の介入を含むすべての必要な措置をなす。第1文の要件のもとで、中央当局は、連邦刑事局による居所の搜索に関する公告もまたなさしめうる。他の部局が関与する限り、中央当局は、それらに特に、措置の実行のために必要な人に関する情報をも伝達する。これらの情報は、それが伝達された目的のためにのみ用いられるべきである。それらは、その地区に子がいる少年局に、1. 子の社会的状況について通知をなし、2. 子の任意の返還を実現するために、適切な措置をなし、または3. 身上監護権の妨げられない行使を促進することを要求しうる。

(2) その他中央当局は、遅滞なく他の締約国からの申立てを、そのもとにある資料に従って管轄権を有する裁判所に伝達し、すでになされた措置について報告する。

(3) 中央当局は、申立人の名前での返還の目的で自らまたは代理人による復代理の方法で裁判上または裁判外で活動する権限を有するとみなされる。条約の遵守の確保のために自己の名前でそれに一致して活動するその権限は、影響を受けない。

第4条（上級ラント裁判所への申立て）(1) 中央当局がハーグ条約第27条を援用して申立てを承認せず、またはそれがヨーロッパ条約第4条4項によりまたは他の理由に基づいて審査することを拒絶したときは、上級ラント裁判所の判決が申し立てられうる。

(2) 上級ラント裁判所は、非訟事件手続で判決する。その地区に中央当局がある上級ラント裁判所が管轄権を有する。非訟事件手続法第21条2項、第23条および第24条、第25条および第28条2項・3項、第30条1項1文

ならびに第199条1項が意味に適って適用される。上級ラント裁判所の判決は取り消しえない。

第2章 裁判手続

第5条（場所的管轄・管轄の集中）(1) その地区に上級ラント裁判所がある家庭裁判所が、1. 子の返還または監護関係の回復および一時的監護に関する権利に関する裁判上の命令、ならびに2. ヨーロッパ条約の他の締約国からの判決の強制執行の宣言または承認の特別の確定について、この上級ラント裁判所の地区のために判決する。

ラント政府は、この管轄権を第1文とは異なって、条例により上級ラント裁判所の地区の一つの家庭裁判所に、または一つのラントに複数の上級ラント裁判所が設立されているときは、すべてのまたは複数の上級ラント裁判所の地区のために一つの家庭裁判所に与える権限を有する。

(2) その管轄領域に、第1項に従って、1. 中央当局への申立ての到達に際して子が居住しており、または2. 1号による管轄の欠缺の場合に世話の必要が存在する家庭裁判所は、場所的に管轄権を有する。

第6条（一般的手続規定）(1) 裁判所は、非訟事件手続において家事事件としての第5条に列挙された事件について判決する。民事訴訟法第621a条（適用されるべき手続規定）および第621c条（最終判決の送達）が準用される。裁判所は、少年局に適切な措置、特に、1. 子の社会的状況について情報を与え、2. 子の一時的監護について命令を実行し、または3. 子の確実な返還の確保のための措置をなすことを委ねうる。

(2) 裁判所は、委託によりまたは職務上当然に、子から危険を排除し、または関係者の利

益の侵害を回避するために、一時的命令をなす。1文の判決は取り消しえない。その他民事訴訟法第620a条（仮処分手続）、第620b条（決定の取消しおよび変更）および第620d条から第620g条までの規定（理由を付した異議申立ておよび抗告、執行の停止、仮処分の失効、仮処分の費用）が意味に適って適用される。

第7条（ヨーロッパ条約に従った承認と執行の宣言）(1) ヨーロッパ条約の他の締約国に由来し、かつそこで執行可能な、特に子の返還に向けられた令状は、それに申立てにより執行条項が付与されることにより強制執行が許容される。

(2) 強制執行の可能な令状が第1項に従って存在しないときは、監護権判決または管轄官署により同意された、他の締約国からの合意が承認されるべきことが確定され、かつ監護関係の回復に関する申立てに基づいて、申立ての相手方が子を返還すべきことが命じられる。

(3) 申立てに基づいて、他の締約国からの監護権の判決が承認されるべきことが特別に確定されうる。

(4) 他の締約国からの判決の承認または強制執行の宣言は、ハーグ条約第10条1項aまたはbの要件が存在する場合、特に判決の効力が子または監護権者の基本権と調和しない場合は、ヨーロッパ条約第8条及び第9条の事例でも排除される。

第8条（判決の効力；上訴）(1) 他の締約国への子の返還義務を負担させる判決は、既判力の発生とともに効力を生じる。裁判所は、判決の即時の執行を命じうる。

(2) 第一審でなされた判決に対しては、非訟事件手続法第22条に従った上級ラント裁判所への即時抗告のみが認められる。本法第

22条2項（抗告期間徒過の場合の特例）および3項（2001年に削除）が意味に適って適用される。子の返還の義務を負わせる判決に対する上訴の権利は、申立ての相手方、少なくとも14歳の子個人および関係少年局にのみ帰属する。更なる抗告は認められない。

第3章 要求の終局段階

第9条（他の締約国で主張された判決のための特別規定）他の締約国で主張された一時的な命令を含む監護権判決および返還判決は、理由を付さなければならない。そしてその基礎の上にヨーロッパ条約の他の締約国において強制執行がなされる場合は、執行約款が付与されねばならない。判決は、申立てに基づいてこの目的のために後になっても補完されうる。承認一および強制執行施行法（AVAG-現在のAVAGは2001年制定である）第32条が意味に適って適用される。

第10条（不法に関する証明）子の連れ去りまたは留置の不法を確定する申立てについて（ハーグ条約第15条1文）、1. 第一審の監護権の事件または婚姻事件が係属しており、またはかつて係属し、さもなければ、2. この法律の適用領域において、その地区に子がその最後の常居所を有し、補助として、3. その地区で世話の必要が生じた、一般規定に従って客観的に管轄権を有する裁判所が判決する。

第11条（申立ての到達）(1) 他の締約国で解決されるべき申立ては、その地区で申立人がその常居所を有し、またはこの法律の適用領域にかようなものがないときは、その居所を有する、司法行政官署としての区裁判所にもなされうる。裁判所は、形式的要件の検討後遅滞なく申立てを中央当局に伝達し、中央当局は、それを他の締約国に回付する。

(2) 中央当局は、申立人の費用に必要な翻訳をさせる。第1項に表記された裁判所は、申立人が民事訴訟法の規定に従って費用への自己の寄与なしに訴訟費用扶助の付与のための人的および経済的な要件を満たすときは、申立てにより償還義務を一時的に免除しうる。

(3) 申立ての受け取りおよび回付に際して、区裁判所および中央当局の活動のために、その他の費用は徴収されない。

第4章 一般規定

第12条 (両条約の適用可能性) ハーグおよびヨーロッパ条約に従った子の返還が個々の場合に観察に現れるときは、まず第一に、申立人が明示的にヨーロッパ条約の適用を申請しない限り、ハーグ条約の規定が適用されるべきである。

第13条 (訴訟費用および助言の補助) ハーグ条約第26条2項とは異なり、この条約に従った手続においては、裁判上および裁判外の費用の免責は、助言補助および訴訟費用扶助に関する規定の標準に従ってのみ生じる。

第5章 最終規定

第14条 (ベルリン条項) この法律は、第三移行法(1952年制定)第13条1項の標準に従い、ベルリン州にも適用される。

*本監護権条約施行法の邦訳として、佐藤文彦「子の奪取の民事面に関するハーグ条約のドイツ実施法について」名城法学54巻1、2合併号(2004年)415頁以下がある(制定後の改正についての記述も含む)。ハーグ条約の国内施行法として、イギリスは1985年に子誘拐および監護法(1985 c. 60)を、アメリカは国際的子誘拐救済法(ICARA)(P. L. 100-300, 102 Stat. 437, 42 USCA 11601 et seq.)を制定している。

このドイツの監護権条約施行法は、2005年2月28日の経過とともに失効し(2005年1月26日の国際家族法手続法第3条(BGBI. I S. 162))、国際家族法手続法がそれに取って代わった。

4 国際家族法手続法

国際家族法の分野における特定の法的手段の实行および施行に関する法律(IntFamRVG)(2005年1月26日)(BGBI. I 162)(最新の改正は2011年5月23日の法律Art. 7(BGBI. I 898)である)

第1章 適用領域、概念規定

第1条 (適用領域) 本法は、1. 婚姻事件および親の監護に関する手続における判決の管轄および承認、執行、規則(EG)1347/2000号(ABl. EU Nr. L 338 S. 1)の廃止に関する2003年11月27日の幹部会規則(EG)2201/2003号の実施、2. 親の責任および子の保護のための手段に関する管轄、適用されるべき法律、承認、執行および協力に関する1996年10月19日のハーグ条約(BGBI. 2009 II S. 602, 603ハーグ親責任条約)の施行、3. 国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年5月20日のハーグ条約(BGBI. 1990 II S. 207)(ハーグ子連れ去り条約)の実施、4. 子の監護権および監護関係の回復に関する判決の承認および執行に関する1980年5月20日のルクセンブルクヨーロッパ条約(BGBI. 1990 II S. 220)(ヨーロッパ監護権条約)の実施に資するものである。

第2条 (概念規定) 本法の意味において名義とは、実施されるべきヨーロッパ連合規則

または実施されるべき条約が適用される判決、合意および公の証書である。

第2章 中央当局、少年局

第3条 (中央当局の規定) (1) 1. 規則(EG)2201/2003号第53条、2. ハーグ子保護条約第29条、3. ハーグ子連れ去り条約6条、4. ヨーロッパ監護権条約第2条の中央当局は連邦司法省である。

(2) 中央当局の手続は司法行政手続とみなされる。

第4条 (要請をなすときの翻訳) (1) 規則(EG)2201/2003号またはヨーロッパ監護権条約に従う他国からの申立てが届いた中央当局は、通知または付属文書がドイツ語で記載されておらず、またはドイツ語への翻訳を伴っていない場合には、活動することを拒絶しうる。

(2) ハーグ親責任条約第54条またはハーグ子連れ去り条約第24条1項の文書が例外的にドイツ語の翻訳を伴っていないときは、中央当局は翻訳を行わせる。

第5条 (要請に基づく手続が終わるときの翻訳) (1) 申立てをした者が他国で解決されるべき申立てのために必要な翻訳を用意していないときは、中央当局は申立てをした者の費用で翻訳をさせる。

(2) 区裁判所は、裁判所所在地にその常居所、国内に常居所のない場合はその事実上の居所を有する、申立てをした自然人を、その者が、家事事件および非訟事件手続に関する法律の規定に従った費用への自らの寄与なしに手続費用の扶助の保証のための人的および経済的要件を満たす場合には、申立てに基づき1項の償還義務を免除する。

第6条 (中央当局による任務の履行) (1) それに帰属する任務の履行に関して中央当局

は、管轄官署の助力を得てすべての必要な措置を行う。中央当局は国内および国外のすべての管轄官署と直接に交渉する。通知をそれは遅滞なく管轄官署に伝達する。

(2) ハーグ子連れ去り条約およびヨーロッパ監護権条約の施行のために中央当局は、必要があるときは裁判手続を開始する。この条約の枠内で中央当局は、子の返還のために申立てをした者の名前で自らまたは代理人による復代理の方法で裁判上または裁判外で活動する権限を有するものとみなされる。自己の名前で条約の遵守の確保のために相応に活動する権限は影響を受けない。

第7条 (居所の探索) (1) 中央当局は、居所が知られておらず、かつ子が国内にいることについての手がかりが存在する場合には、子の居所地を探索するために、警察署の介入を含むすべての必要な措置をなす。

(2) 子の居所の探索に必要な限り、中央当局は連邦交通省に道路交通法第33条1項1文2号に従って必要な所有者登録データを要求し、かつ人の当面の居所の通知を社会法典第1巻第18~29条の意味の社会給付担当者に要請しうる。

(3) 第1項の要件のもとで中央当局は、連邦刑事局を通じて居所の探索に関する公示を行う。中央当局は中央登録所で探索の記録の保管もまた行う。

(4) 他の部局が介在する限り、中央当局は他の部局に措置の実行に必要な個人に関係するデータを伝達する。これらのデータは、それらが伝達された目的のためにのみ用いられるべきである。

第8条 (上級ラント裁判所への要請) (1) 中央当局が申立てを受け入れず、または活動を拒絶するときは、上級ラント裁判所の判決が要請されうる。

(2) その地区に中央当局がその居所を有する上級ラント裁判所が管轄権を有する。

(3) 上級ラント裁判所は非訟事件手続により判決する。家事事件および非訟事件手続法第14条1項および2項ならびに第1巻第4章および第5章が準用される。

第9条（手続への少年局の協力）(1) 国境を越えた協働における少年局の任務とは無関係に、本法のすべての措置に際して少年局は裁判所および中央当局を支援する。特に、1. 照会に基づいて子およびその環境の社会的状況に関する報告を与える。2. 各々の状況の中で和解的合意を支援する。3. 適切な事例では子の居所が確保された場合でも、手続の実行に際して支援を与える。4. 適切な事例では、一時的監護権の行使、子の引渡または返還ならびに裁判所の判決の執行に際して支援を与える。

(2) その領域内に子が常居所を有する少年局が管轄権を有する。中央当局または裁判所が引き渡したまたは返還の申立てまたはその執行に携わる限り、または子が国内に常居所を有さず、または管轄少年局が活動しない場合は、その領域内に子が事実上居所を有する少年局が管轄権を有する。ハーグ親責任条約第35条2項1文の場合には、その地区内に申し立てた親がその常居所を有する少年局が、場所的な管轄権を有する。

(3) 裁判所は、少年局が手続に関与しなかった場合でも、管轄少年局に本法の判決について通知する。

第3章 裁判所の管轄と管轄の集中

第10条（承認および執行のための場所的管轄）規則（EG）2201/2003号第21条3項および48条1項の手続ならびに規則（EG）2201/2003号第41条および第42条の強制執

行、ハーグ親責任条約第24条および26条、ヨーロッパ監護権条約の手続につき専属管轄権を有するのは、申立ての時点にその管轄領域内に、1. 申立てがなされる者または判決が関わる子が常居所を有し、または2. 1号の管轄権のない場合は、確定の利益を主張しまたは監護の必要が存在する家庭裁判所、3. さもなければベルリン上級ラント裁判所の地区で判決を要請された裁判所である。

第11条（ハーグ子連れ去り条約に従った場所的管轄）ハーグ子連れ去り条約の手続につき場所的管轄権を有するのは、その管轄領域内に1. 中央当局への申立ての到達に際して子が居住し、または2. 1号の管轄権がない場合は、監護の必要が存在する家庭裁判所である。

第12条（管轄権の集中）(1) 第10条および第11条に記された事件ならびに規則（EG）2201/2003号第28条の強制執行可能表明に関する手続では、この上級ラント裁判所地区のために、その地区内に上級ラント裁判所が存在する家庭裁判所が判決する。

(2) ベルリン上級地区裁判所地区内では、パンコウ／ヴァイゼンゼー家庭裁判所が判決する。

(3) ラント政府は、この管轄権を条例により上級ラント裁判所地区の他の家庭裁判所または、あるラントに複数の上級ラント裁判所が設置されている場合は、すべてのまたは複数の上級ラント裁判所の地区のために一つの家庭裁判所に割り当てることができる。ラント政府はその権限をラント司法庁に移転することができる。

第13条（他の家庭裁判所のための管轄の集中）(1) 第10条～第12条に記入されている事件が係属している家庭裁判所は、この時点から家事事件および非訟事件手続法第137条

第1項および3項にもかかわらず、家事事件および非訟事件手続法第44条、第35条および第89～第94条の処分を含む、家事事件および非訟事件手続法第151条1号～3号の、すべての同じ子に関わる家事事件について管轄権を有する。申立てが明らかに許されないときは、第1文の管轄権は生じない。管轄権は当該裁判所が取り消しえない判決に基づいて管轄権を有しないときは直ちに喪失する。この裁判所がこれに従ってその管轄権を喪失する手続は、民事訴訟法第281条2項および3項1文のより詳しい標準に従って職権で管轄権を有する裁判所に移送される。

(2) 子が常居所を有する上級ラント裁判所地区において第1項1文に述べられた種類の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所は、一方の親がその常居所をヨーロッパ連合の他の加盟国またはハーグ親責任条約、ハーグ子連れ去り条約またはヨーロッパ監護権条約の他の加盟国に有する場合には、家事事件および非訟事件手続法第151条1号～3号の他の家事事件についてもまた管轄権を有する。

(3) 第1項1文の場合は、同じ子に関わる、家事事件および非訟事件手続法第151条1号～3号の家事事件が第一審として係属しているまたは係属する他の家庭裁判所が、この手続を職権で第1項1文により管轄権を有する裁判所に移送する。民事訴訟法第281条2項1文～3文および3項1文が準用される。

(4) 第1項または第2項により管轄権を有し、または事件が第3項により移送された家庭裁判所は、これが手続の重要な遅滞に導かない限り、この事件を重要な理由に基づいて一般規定に従って管轄権を有する家庭裁判所に移送し、または却下する。最初に挙げられた裁判所の特別の専門部が手続きにとって必要とされず、またはもはや必要とされない

ときは、通例重要な理由とみなされる。民事訴訟法第281条2項および3項1文が準用される。第1文の移送の拒絶は取り消されえない。

(5) 家事事件および非訟事件手続法第4条、第5条1項5号、2項および3項は影響を受けない。

第13a条（国境を越える移送の場合の手続）

(1) 家庭裁判所が管轄の引受けをハーグ親責任条約8条の他の締約国の裁判所に要請するときは、外国裁判所が管轄の引受けを通知しうる期間を定める。家庭裁判所がハーグ親責任条約第8条の手続を中止したときは、外国裁判所が要請されるべき期間を当事者に対して定める。第1文の期間が、外国裁判所が管轄の引受けを通知することなく徒過したときは、通例要請された裁判所が管轄の引受けを拒絶することから出発すべきである。第2文の期間が、一当事者が外国の裁判所に訴えを起こすことなく徒過したときは、家庭裁判所が管轄権を有する。要請された国の裁判所および当事者は、この法律効果を知らされるべきである。

(2) 他の締約国の裁判所がハーグ親責任条約第8条に従って家庭裁判所に管轄の引受けを要請し、または一当事者が本条に従って家庭裁判所に要請したときは、家庭裁判所は6週間内に管轄を引き受けうる。

(3) 第1項および第2項は、ハーグ親責任条約第9条の申立て、要請および判決に準用される。

(4) 1. 外国裁判所に第1項1文または規則（EG）2201/2003号第15条1項bに従って管轄の引受けを要請し、2. 第1項2文または規則（EG）2201/2003号第15条1項に従って手続を中止し、3. 管轄外国裁判所に親責任条約9条または規則（EG）2201/2003号第15

条2項cに従って管轄権の言渡しを要請し、
 4. 当事者に管轄外国裁判所にハーグ親責任条約第9条に従って家庭裁判所への管轄権の言渡しを申し立てることを勧奨し、または
 5. 外国裁判所の要請またはハーグ親責任条約第9条により当事者の申立てに基づいて管轄を外国裁判所に言渡す、家庭裁判所の決定は、民事訴訟法第567条～第572条の準用により即時抗告により取り消されうる。権利抗告は認められない。第1文に述べられている決定は、それが法的効力を有するとともに有効になる。決定にこのことが指示されるべきである。
 (5) その他決定は、ハーグ親責任条約第8条、第9条および規則(EG)2201/2003号第15条に従って取り消されえない。
 (6) 本条項ならびにハーグ親責任条約第8条、第9条および規則(EG)2201/2003号第15条の意味における当事者は、家事事件および非訟事件手続法第7条1項および2項1号に述べられている当事者である。さらなる当事者の召喚に関する規定は影響を受けない。

第4章 一般的裁判所手続規定

第14条 (家庭裁判所手続) 異なった定めのない限り、家庭裁判所は、1. これについて適用される家事事件および非訟事件手続法の規定に従う第10条および第12条に記された家事事件および2. 非訟事件手続法における家事事件としての第10条、第11条、第12条および第47条に述べられた事件の中のその他の事件について判決する。

第15条 (仮処分) 裁判所は、子の危険を避け、または当事者の利益の侵害を回避し、特に手続き中の子の居所を確保し、または返還の障害を妨げるために、申立てまたは職権により仮処分をなす。家事事件および非訟

事件手続法第1巻第4章が準用される。

第5章 強制執行の許容、承認の確定および監護関係の回復

第1節 第一審手続における強制執行の許容
第16条 (申立て) (1) 規則(EG)2201/2003号第41条および第42条に述べられた名義の例外を除いて、他国で執行可能な名義は、それが申立てにより執行文言が備わることにより強制執行が許容される。

(2) 強制執行文言の付与の申立ては、管轄家庭裁判所に文書によりなされ、または口頭で表示されて事務所の記録簿に記録されうる。
 (3) 申立てが裁判所構成法第184条に反してドイツ語で記されていない場合は、裁判所は、申立人にその正当さが1. ヨーロッパ連合の構成国、または2. 実行されるべき他の締約国においてこれについて権限を有する者によって確認された申立てのすべての送達は、郵便の委託(民事訴訟法第84条1項2文、2項)により実現されうる。

(4) 第1項は、申立人が、国内で送達されるその手続のための手続代理人を指名したときは適用されない。

第17条 (送達代理人) (1) 申立人が申立ての中に民事訴訟法184条1項1文の意味の送達代理人を指定していなかったときは、後で指名されるまで申立人へのすべての送達は、郵便により(民事訴訟法184条1項2文、2項)なされる。

(2) 第1項は、申立人が国内で送達される手続代理人をその手続のために指名した場合は適用されない。

第18条 (一方的手続) (1) 規則(EG)2201/2003号およびハーグ親責任条約の適用領域において第一審手続では申立人のみが強制執行の付与を求める機会を有する。判決は口頭弁論なしでなされる。しかし、この者が

それに同意し、かつ弁論が促進に資する場合は、申立人または彼により代理権が与えられた者との口頭弁論が行われうる。

(2) 家事事件および非訟事件手続法第114条1項とは異なり、婚姻事件では第一審の手続で弁護士による代理は必要ではない。

第19条 (ヨーロッパ監護権条約に関する特別規定) ヨーロッパ監護権条約の他の締約国に由来する名義の執行可能表明は、ハーグ条約第10条1項aまたはbの要件が存在する場合、特に名義の効力が子または監護権者の基本権と相容れないであろう場合は、ハーグ条約第8条および第9条の事例でも認められない。

第20条 (判決) (1) 強制執行が名義に基づいて許容されるときは、裁判所はその名義が強制執行名義を伴うべきことを決定する。決定には執行されるべき義務がドイツ語で再言されるべきである。決定の理由としては通例規則(EG)2201/2003号または実行されるべき承認および執行契約ならびに申立人により提出された証書の引用で足りる。

(2) 家事事件および非訟事件手続法第81条が手続費用に準用されるべきである。婚姻事件には民事訴訟法第788条が準用される。

(3) 申立てが許容されず、または正当化されないときは、裁判所は理由の付された決定によりそれを棄却する。費用については第2項が適用される。婚姻事件には費用は申立人に課せられるべきである。

第21条 (判決の告知) (1) 第20条1項の場合、義務者には決定の謄本、まだ執行文言が付されていない名義および場合によってはその翻訳、ならびに第20条1項3文により添付された証書の謄本が職権により送達されるべきである。決定は第20条3項により義務者に形式を必要とすることなしに通知される

べきである。

(2) 申立人には第20条により決定の謄本、第20条1項の場合にはさらに実行された送達に関する証明が送付されるべきである。執行文言の付された名義の謄本は、決定が第20条1項により有効になり、かつ執行文言が付与されたときにはじめて送付されるべきである。

(3) 親の責任に関する判決の執行可能表明を対象とする手続では、子の法定代理人、子の手続代理人、14歳を満了している限りにおいてその子自身、手続に関与していない一方の親ならびに少年局への送達が行なわれるべきである。

(4) 執行可能と表明された措置において収容が問題になる場合は、決定は子が収容されるべき施設の指導者または里親にも通知されるべきである。

第22条 (判決の効力の取得) 第20条の決定は、それが法的効力を取得するとともに有効になる。決定にはこれが指示されるべきである。

第23条 (執行文言) (1) 第20条1項の有効な決定に基づいて事務局の公証官は、以下の方式で執行文言を付与する：「2005年1月26日の国際家族法手続法(BGBl. I S. 162)第23条の執行文言。(裁判所および決定の表示) ……の決定により、(名義の表示) ……に基づいて、(権利者の表示) ……のために(義務者の表示) ……に対して強制執行が許容される。」執行されるべき義務は以下のように述べられる：「(ドイツ語による外国の名義により義務者に帰属する義務の表示、第20条1項の決定により引き受けられるべきこと) ……。」

(2) 強制執行が一つのまたは複数の外国の名義により承認され、または他の外国の名義に

結実した請求権または義務の客体の一部のためにのみ許容されるときは、執行文言は2005年1月26日の国際家族手続法(BGBL I S. 162)第23条の一部執行文言と表示される。

(3) 執行文言は事務所の書記局により署名され、庁印が押捺されるべきである。それは名義の謄本またはそれに付加された紙葉に記載される。名義の翻訳が存在する場合は、それは謄本に貼付されるべきである。

第2節 抗告

第24条 (抗告の申立て、抗告期間) (1) 第一審の裁判手続でなされた判決に対しては上級ラント裁判所への抗告がなされる。抗告は、上級ラント裁判所に抗告状の提出または事務所の記録簿への登録によりなされる。

(2) 抗告の許容は、それが上級ラント裁判所の代わりに第一審裁判所に提出されたことにより影響を受けない。抗告は遅滞なく職権で上級ラント裁判所に移送されるべきである。

(3) 強制執行の許容に対する抗告は、1. 抗告権者がその常居所を外国に有する場合は、送達後1ヵ月内に、2. 抗告権者がその常居所を外国に有している場合は、送達後2ヵ月以内に提起されるべきである。期間は執行可能表明が個人またはその住居に送達された日から開始する。遠隔地に住んでいることによるこの期間の延長は認められない。

(4) 抗告は抗告の相手方に職権で送達されるべきである。

第25条 (執行されるべき請求権に対する抗弁) 義務を負う者は、手続費用の許容に関する名義に基づく強制執行の許容に対する抗告とともに、それが依拠している理由が名義の許容後にはじめて生じた限りにおいてすら、請求権に対する抗弁もまた主張しうる。

第26条 (抗告に関する手続と判決) (1) 上

級ラント裁判所の法廷は、理由を伴い、口頭弁論なしにはなされえない決定により判決する。

(2) 口頭弁論が命じられない限り、申立てが事務所の記録簿に記録されて、宣言が言い渡されるときは、召喚について民事訴訟法第215条(職権による召喚)が適用される。

(3) 決定が告知された場合にも、決定の完全な謄本が当事者に職権で送達されるべきである。

(4) 第20条1項2文、2項および3項、第21条1項・2項および4項ならびに第23条が準用される。

第27条 (即時の効力発生命令) (1) 第26条の上級ラント裁判所の決定は、それが法的効力を取得するとともに有効になる。これは決定の中で指示されるべきである。

(2) 上級ラント裁判所は、抗告に関する判決に付加して決定の即時の発効を命じうる。

第3節 権利抗告

第28条 (権利抗告の許容) 上級ラント裁判所の決定に対して権利抗告が民事訴訟法第574条1項1号、2項の標準に従って連邦最高裁判所になされる。

第29条 (権利抗告の提起と理由) 民事訴訟法第575条1項~4項が準用されるべきである。権利抗告が、上級ラント裁判所がヨーロッパ共同体の裁判所の判決と意見を異にすることに基づく限り、取り消された決定と異なる判決が記されねばならない。

第30条 (権利抗告に関する手続と判決) (1)

連邦最高裁判所は、決定がヨーロッパ共同体法、承認および強制執行条約施行法(AVAG)、その他の連邦法またはその適用領域が上級ラント裁判所の区域を越えて拡大される他の規定に違反するかどうかのみを検討しうる。それは裁判所がその場所的管轄を

不法に承認したかどうかは検討しえない。

(2) 連邦最高裁判所は権利抗告を口頭弁論なしに判決しうる。民事訴訟法第574条4項、576条3項および第577条が準用されうる。非訟事件では民事訴訟法第574条4項および第577条2項1文~3文ならびに民事訴訟法第576条3項における556条の準用は観察に現れない。

(3) 第20条1項2文・2項および3項、第21条1項・2項および4項ならびに第23条が準用される。

第31条 (即時の発効命令) 連邦最高裁判所は、義務を負う者の申立てに基づいて第27条2項の命令を取り消し、または権利者の申立てに基づいて第27条2項の命令をはじめてなしうる。

第4節 承認の確定

第32条 (承認の確定) 規則(EG)2201/2003号第21条3項、ハーグ親責任条約第24条またはヨーロッパ監護権条約に基づく、他の国の債務名義を承認しまたは承認しない特別の確定の申立てに関する手続により、第1節から第3節が準用されうる。申立人が他国の名義が承認されるべきでないことの確定を申し立てる場合は、第18条1項1文は適用されえない。第18条1項3文はこの場合口頭弁論がより広い範囲の当事者との間でも生じうるといふ標準とともに適用されうる。

第5節 監護関係の回復

第33条 (子の引渡しの命令) (1) 執行名義が規則(EG)2201/2003号、ハーグ親責任条約またはヨーロッパ監護権条約の適用領域内でそれが出された国の法に従って子の引渡しを求める権利を包含しているときは、家庭裁判所は執行名義または第44条によりなされた命令の中に引渡命令を明示的に含ませうる。

(2) ヨーロッパ監護権条約の適用領域の中に

子の引渡しの執行名義が存在しないときは、裁判所は、第32条に従って他の締約国の監護権判決または管轄官署により認められた監護権合意が承認されるべきことを確定し、かつ申立てにより監護権関係の回復のために義務者が子を返還しなければならないことを命じうる。

第6節 決定の取消しまたは変更

第34条 (取消しまたは変更の手続) (1) 名義が、それが出された国で取り消されまたは変更され、かつ義務者がこの事実を強制執行の許容の手続の中でもはや主張しないときは、義務者は特別手続において許容の取消しまたは変更を申し立てうる。同じことは、その承認が確定される判決、合意または公の証書の取消しまたは変更の場合にもあてはまる。

(2) 申立てに関する判決について、第一審で執行名義の付与または承認の確定の申立てについて判決した家庭裁判所が専属管轄権を有する。

(3) 申立ては裁判所に文書によりまたは事務所の登録簿への登録によりなされる。

(4) 抗告には第2節および第3節が準用される。

(5) 手続費用の償還に関する名義の場合、強制執行の中止およびすでになされた強制執行の措置の取消しのために民事訴訟法第769条および第770条が準用されうる。強制執行の措置取消しは担保給付なしにも許容される。

第35条 (不当な強制執行による損害賠償)

(1) 手続費用の償還に関する名義に基づく強制執行の許容が権利抗告により取り消されまたは変更されたときは、権利者は義務者に名義の執行または執行の回避のための給付により生じた損害の賠償義務を負う。強制執行に関して許容された名義が、許容のときにそれが出された国の法に従ってなお正規的法的救

済により取り消されうる限りにおいて、強制執行の許容が第34条により取り消されまたは変更される場合に同じことがあてはまる。

(2) 請求権の主張について、第一審で名義に執行文言を伴わせる申立てについて判決した裁判所が専属管轄権を有する。

第7節 執行異議訴訟

第36条 (手続費用の名義における執行異議訴訟) (1) 強制執行が手続費用の償還に関する名義に基づいて許容されたときは、義務者は、その抗弁が依拠する理由が、1. 義務者が抗告を提出しうる期間の徒過後、2. 抗告が提起された場合は、この手続の終了後はいじめて生じた場合にのみ、請求に対する抗弁を民事訴訟法第767条(執行異議の訴え)の手続においてすら主張しうる。

(2) 民事訴訟法第767条の訴えは、執行文言の付与の申立てについて判決した裁判所に提起されるべきである。

第8節 ハーグ子連れ去り条約による手続

第37条 (適用可能性) 個々の事例でハーグ子連れ去り条約およびヨーロッパ監護権条約が問題になるときは、申し立てた者が明示的にヨーロッパ監護権条約の適用を求めない限り、まず第一にハーグ子連れ去り条約の規定が適用されるべきである。

第38条 (手続の迅速化) (1) 裁判所は、子の返還手続をすべての法手続の中で優先して処理すべきである。ハーグ子連れ去り条約第12条3項の例外を除いて、手続の停止は生じない。裁判所は、特に本案判決が規則(EG) 2201/2003号第11条3項に述べられた期間内になされるためにも、手続きの促進のために必要なあらゆる措置をなすべきである。

(2) 当事者は、それが手続の促進および迅速化に向けられた行動に適するように事実関係の解明に協力しなければならない。

第39条 (判決の伝達) 国内の判決が規則(EG) 2201/2003号第11条6項に従って直接に外国の管轄裁判所または中央当局に伝達されるときは、中央当局はその任務の履行のためにハーグ子連れ去り条約第7条に従ってコピーを送付しなければならない。

第40条 (判決の効力、上訴) (1) 他の締約国への子の返還を義務づける判決は、その既判力とともにはいじめて効力を生じる。

(2) 第一審判決に対しては家事事件および非訟事件手続法第1巻第5章第1節に従って上級ラント裁判所への抗告がなされる。同法第65条2項、第68条4項および第69条1項2文~4文は適用されない。抗告は2週間内になされかつ理由が付されるべきである。子の返還を義務づける判決に対する抗告は、申立ての相手方、14歳の年齢を満たしている限りにおける子、および関係する少年局のみこれをなしうる。権利抗告(特別抗告)はなされない。

(3) 抗告裁判所は、抗告状の到達後遅滞なく子の返還に関して異議が唱えられた判決の即時の効力が命じられるべきかどうかを検討しなければならない。即時の効力は、抗告が明らかに理由がなく、または抗告に関する判決の前の子の返還が当事者の正当な利益の考慮のもとに子の福祉と調和すべき場合は、命じられるべきである。即時の効力に関する判決は、抗告手続の期間中変更される。

第41条 (違法性に関する証明) ハーグ子連れ去り条約第15条1文による子の連れ去りまたは留置の違法性を確定する申立てについては、1. 第一審の監護権事件または婚姻事件が係属し、またはかつて係属した、2. さもなければその地区に子が本法の適用領域の中でその最後の常居所を有した、3. 補助的にその地区で監護の必要が生じている家庭裁判所

が決する。判決には理由が付されるべきである。

第42条 (区裁判所への申立ての到達) (1) 他の締約国で解決されるべき申立ては、その地区に申立人がその常居所または、本法の適用領域内に常居所がないときは、その事実上の居所を有する司法行政当局としての区裁判所にもなされる。裁判所は、形式的要件の検討後遅滞なくその申立てを中央当局に伝達し、中央当局はそれを他の締約国に転達する。

(2) 申立ての受領および転達における区裁判所および中央当局の活動については第5条1項の事例の例外を除いて費用は請求されない。

第43条 (手続費用および助言の援助) ハーグ子連れ去り条約第26条2項とは異なり、本条約の手続における裁判上または裁判外の免除は、助言の援助および手続費用の援助に関する規定の標準に従ってのみ生じる。

第7章 執行

第44条 (強制執行、職権による執行) (1) 人の引渡または一時的監護権のルールに向けられた規則(EG) 2201/2003号第3章、ハーグ親責任条約、ハーグ子連れ去り条約またはヨーロッパ監護権条約の国内で執行されるべき名義に対する違反の場合、裁判所は秩序金、およびこれが徴収されえないときは、秩序勾留を命ずるべきである。秩序金がいかなる効果も生じないときは、裁判所は秩序勾留を命じるべきである。

(2) 第1項に述べられている名義の執行について、命令が執行可能なものと宣言され、許容されたまたは確認された限りにおいて、上級ラント裁判所が管轄権を有する。

(3) 子が引き渡されまたは返還されるべきときは、裁判所は、命令が一時的監護権のための子の引渡しに向けられている場合を除い

て、執行を職権で実行しなければならない。裁判所は、権利者の申立てによりそれを見合わせるべきである。

第8章 国境を越えた収容

第45条 (収容に関する同意のための管轄) 国内の規則(EG) 2201/2003号第56条またはハーグ親責任条約第33条の子の収容に関する同意の付与の管轄権を有するのは、その領域内で子が要請された場所の提案に従って収容されるべき公の少年扶助の各地にある担当部署、さもなければその領域と中央当局との最も密接な関係が画定された各地にある担当部署である。補助的にベルリン州が管轄権を有する。

第46条 (相談手続) (1) 1. 特に国内との特別のつながりがあるために、国内の意図された収容の実行が子の福祉に適い、2. 外国の部局が、それから意図された収容の理由が生じる文書および必要である限りにおいて医師の証明または鑑定を提出し、3. 聴取が子の年齢または成熟度に基づいてなされなかったように見える限りにおいて、子が外国の手続で聴取を受け、4. 適切な施設または里親の同意が存在し、かつそこへの子の斡旋にいかなる理由も対立せず、5. 必要な外国法上の同意が与えられ、または確約され、6. 費用の引受けが定められている場合に、通例要請に同意されるべきである。

(2) 自由の剥奪と結びついた収容の場合、1. 要請する国で収容についていかなる裁判所も判決せず、または、2. 伝えられた事実関係を基礎とすると、国内法に従って自由の剥奪と結びついた収容が許容されないであろう場合には、要請は第1項の要件があるときでも拒絶される。

(3) 外国の部局には補充的な情報が要請され

うる。

(4) 外国の子の収容が要請される場合、外国官署の見解が求められるべきである。

(5) 理由のつけられた判決は、中央当局および子が収容されるべき施設または里親に伝えられるべきである。それは取り消しえない。

第47条（家庭裁判所の同意）(1) 第45条および第46条の公の少年扶助の各地にある担当機関の同意は、家庭裁判所の同意がある場合にのみ許容される。裁判所は、1. 第46条1項1号～3号に述べられた要件が存在し、かつ、2. 意図された収容の承認に対する障害が認めえない場合は、通例同意を与えるべきである。第46条2項および3項が準用される。

(2) 場所的な管轄権を有するのは、この上級ラント裁判所の地区について、その管轄領域内に子が収容されるべき上級ラント裁判所の所在地の家庭裁判所である。第12条2項および3項が準用される。

(3) 理由の付された決定は取り消しえない。

第9章 規則(EG)2201/2003号の国内判決に関する証明

第48条（証明の作成）(1) 規則(EG)2201/2003号第39条の証明は、第一審裁判所の事務所の記録官、および手続が上級裁判所に係属しているときは、この裁判所の事務所の記録官により作成される。

(2) 規則(EG)2201/2003号第39条の証明は、第一審裁判所では家庭裁判所裁判官により、上級ラント裁判所または最高裁判所手続では家事事件法廷の裁判長により作成される。

第49条（証明の是正）規則(EG)2201/2003号第43条1項の証明の是正については民事訴訟法第319条（判決の是正）が準用される。

第10章 費用

第50条～第53条（削除）

第54条（翻訳）中央当局により惹起された翻訳のための報酬の額は、司法報酬および補償法により定められる。

第11章 移行規定

第55条（規則(EG)2201/2003号に関する移行規定）本法は、意味にあって婚姻事件および夫婦の共通の子のための親の責任に関する手続における管轄、承認および執行に関する2000年5月29日の幹部会規則(EG)1347/2000号（ABl. EG Nr. L 160 S. 19）の手続にも以下の標準とともに適用される：第21条の決定が、ヨーロッパ連合にも、民事および商事事件における裁判上の管轄および裁判所の判決の執行に関する1988年9月16日の条約（BGBl. 1994 II S. 2658）にも属しない国の義務者に送達されるべきであり、かつ家庭裁判所が承認および強制執行施行法（AVAG）第10条2項および第50条2項4文および5文に従って抗告期間を定めているときは、強制執行の許容に対する義務者の抗告は裁判所により定められた期間内に提起されるべきである。

第56条（監護権条約施行法に関する移行規定）本法施行前に開始された、ハーグ子連れ去り条約およびヨーロッパ監護権条約の手続については、さらに2001年2月19日法（BGBl. I S. 288, 436）第2条6項により最も新しい改訂を受けた、1990年4月5日の監護権条約施行法（BGBl. I S. 701）の規定が適用される。しかし、強制執行については本法の規定が適用されるべきである。裁判所が強制執行をすでに開始したときは、その機能的管轄は影響を受けない。

5 ブリュッセルIIa規則

婚姻事件および親の責任に関する手続における管轄および判決の承認および執行ならびに規則(EG)1347/2000号の廃止に関する2003年11月27日の幹部会規則(EG)2201/2003号

前文（省略）

第1章 適用領域および概念規定

第1条（適用領域）(1) この規則は、裁判権の如何にかかわらず、以下の対象を有する民事事件に適用される：a) 離婚、婚姻の解消なき別居および婚姻の無効宣告、b) 親の責任の割り当て、行使、移転ならびに全部または一部の剥奪。

(2) 第1項b)に述べられている民事事件は、特に、a) 監護権および一時的監護権、b) 後見、世話およびそれに準ずる法制度、c) 子の身上および財産について責任を負い、子を代表しまたは子を支援する者または部局の決定および任務の範囲、d) 里親またはホームにおける子の扶養、e) その財産の管理および保持またはその処分との関係における子の保護に関する措置に関わる。

(3) この規則は、a) 親子関係の確定および取消し、b) 養子縁組の決定および養子縁組の準備に関する措置ならびに養子縁組の無効宣告および取消し、c) 子の姓および名前、d) 成年宣告、e) 扶養義務、f) 信託および相続、g) 子により犯された刑事事件による措置に適用される。

第2条（概念規定）本規定のために、1. 裁判所は、第1条により本規定の適用範囲に属する法律事件について管轄権を有する加盟国

のすべての官署を、2. 裁判官は、その管轄が本規定の適用領域に属する法律事件の裁判官の管轄に一致する裁判官または官吏を、3. 加盟国は、デンマークを除くすべての加盟国を、4. 判決は、それが判決であるか決定であるかを問わず、離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告に関する加盟国の裁判所によりなされた判決ならびに親の責任に関するすべての判決を、5. 発生加盟国は、執行されるべき判決がなされた加盟国を、6. 執行加盟国は、判決が執行されるべき加盟国を、7. 親の責任は、判決によりまたは法律上当然にまたは子の身上または財産に関する法的に拘束力ある合意により自然人または法人に移転したすべての権利および義務を指す。親の責任は、特に監護権および一時的監護権を包含する。8. 親の責任の担い手は、子のために親の責任を行使するすべての人を、9. 監護権は、子の身上のための監護と結びついた権利義務、特に子の居所指定権を、10. 一時的監護権は、特に子を一定期間その常居所とは異なった場所に連れて行く権利を、また、11. 子の違法な連れ去りまたは留置は、a) それにより子が連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有した加盟国の法に従って、判決に基づきまたは法律上当然にあるいは法的に拘束力を有する合意に基づいて存在する監護権が侵害され、かつb) その監護権が連れ去りまたは留置のときに単独でまたは共同して事実上行使され、または連れ去りまたは留置が生じなかったとすれば、単独でまたは共同して事実上行使されたであろう場合の子の連れ去りまたは留置を指す。親の責任の担い手の一人が判決に基づきまたは法律上当然に親の責任の他方の担い手の同意なしに子の居所について決定しようときは、監護権の共同行使から出発されるべきである。

第2章 管轄

第1節 離婚、婚姻の解消なき別居および婚姻の無効宣告

第3条（一般的な管轄）(1) 離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告についての決定のために、加盟国の裁判所は、a) 婚姻の両当事者がその常居所を有し、またはそれらのうちの一人がそこでなおその常居所を有している限りにおいて、婚姻当事者双方が最後にその常居所を有した高権領域において、または申立ての相手方がその常居所を有し、または申立人がそこに少なくとも申立ての直前の1年間住んでいた場合において、申立人がその常居所を有した高権領域において、または申立人が少なくとも申立ての直前6ヵ月内にそこに居住しており、かつ当該加盟国の国民であり、または連合王国およびアイルランドの場合はそこにその住所を有する場合は、申立人がその常居所を有していた高権領域において、b) 両婚姻当事者がその国籍を有し、または連合王国およびアイルランドの場合は、彼らがその共通の住所を有する高権領域において管轄権を有する。

(2) この規定の意味において住所の概念は、連合王国およびアイルランドの法に従って決定される。

第4条（申立てに対する異議）第3条に従って申立てが係属している裁判所は、これがこの規則の適用領域に属する限りにおいて、申立てに対する異議についても管轄権を有する。

第5条（婚姻の解消なき別居の離婚への変容）第3条にもかわらず、婚姻の解消なき別居に関する判決をなした加盟国の裁判所は、これがこの加盟国の法において規定されている限りにおいて、この判決の離婚への変

容についても管轄権を有する。

第6条（第3条、第4条および第5条の専属管轄）a) その常居所を加盟国の高権領域内に有し、またはb) 加盟国の国民であり、または連合王国およびアイルランドの場合はこれらの加盟国の一つの高権領域にその住所を有する婚姻当事者に対して、他の加盟国の裁判所における手続が第3条、第4条および第5条の標準に従ってのみなされる。

第7条（残りの管轄）(1) 第3条、第4条および第5条から加盟国の裁判所のいかなる管轄権も生じない限り、加盟国の管轄権は本国の法律に従って決せられる。

(2) その常居所を他の加盟国の高権領域内に有する加盟国の国民は、その常居所を有する加盟国の高権領域内に有さず、またはある加盟国の国籍を有さず、または連合王国およびアイルランドの場合は、その住所をこれらの加盟国の一つの高権領域内に有さない、申立人の相手方に対して内国人のように本国内で適用される管轄規定を主張しうる。

第2節 親の責任

第8条（一般管轄権）(1) 親の責任に関する判決について、子が申立てのときにその常居所を有する、加盟国の裁判所が管轄権を有する。

(2) 第1項は、第9条、第10条および第12条を留保して適用される。

第9条（子の当初の常居所地の管轄の維持）

(1) ある加盟国からその地で新しい常居所を取得した他の加盟国への子の法に適った移動の場合は、一時的監護権に関する判決により一時的監護権を有する親がそれからずっと日常的に子の当初の常居所地国に居住しているならば、子の引越し前にこの加盟国でなされた一時的監護権に関する判決の変更について、引越し後3ヵ月間、管轄権は、第8

条とは異なり、依然として子の当初の常居所地の裁判所にある。

(2) 第1項の意味の一時的監護権を有する親が、彼が、その管轄を取り消すことなしに、これらの裁判所の手続に関与することにより、子の新しい常居所の加盟国の裁判所の管轄権を承認した場合は、第1項は適用されない。

第10条（子の連れ去りの事例における管轄）

子の違法な連れ去りまたは留置の場合、子が違法な連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有した加盟国の裁判所は、その子が他の加盟国に常居所を取得するまでの間で、a) すべての監護権を有する者、官署またはその他の部局が連れ去りまたは留置に同意し、あるいは、b) 以下の条件の一つ：i) 監護権者が子の居所を知り、または知るべかりしときから1年内にその子が連れていかれたまたは留置された、加盟国の管轄官署に子の返還の申立てがなされなかったこと、ii) 監護権者によりなされた返還の申立てが取り下げられ、かつi) に述べられた期間内に新しい申立てがなされなかったこと、iii) 子が違法な連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有した、加盟国の裁判所での手続が第11条7項に従って終結したこと、iv) 子が違法な連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有した、加盟国の裁判所により、子の返還が命じられなかった監護権判決がなされたこと、が満たされる限りにおいて、監護権を有する者、官署またはその他の部局がその居所を知り、または知るべかりしときであって、その子がその新しい環境に慣れた後、その子がこの他の加盟国に少なくとも1年間居住するまで、管轄権を有する。

第11条（子の返還）(1) 監護権を有する者、官署またはその他の部局が、違法に、子

が違法な連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有した加盟国とは異なった国に連れ去られまたはそこに留置されている子の返還を実現するために、国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年10月25日のハーグ条約（以下では1980年ハーグ条約と呼称）に基づいて加盟国の管轄裁判所に判決を申し立てたときは、第2項から第8項までの規定が適用される。

(2) 1980年ハーグ条約第12条および第13条の適用に際して、これがその年齢または成熟度に基づいて不適切でないようにみえる限りにおいて、子が手続の間聴聞を受ける可能性が確保されるべきである。

(3) 子の返還が第1項に従って申し立てられる裁判所は、要請される迅速さをもってその申立てを処理し、それに際して国内法の最も迅速な手続きを用いなければならない。第1項にもかかわらず、裁判所は、これが異常な状況に基づいて不可能な場合を除き、申立てを受理してから遅くとも6週間内に命令を下さなければならない。

(4) 裁判所は、返還後の子の保護を確保するために、相当な措置がなされたことが立証される場合は、1980年ハーグ条約第13条1項b)に基づいて子の返還を拒絶しえない。

(5) 裁判所は、子の返還を請求する者に聴聞を受ける機会が与えられなかった場合は、子の返還を拒絶しえない。

(6) 裁判所が、1980年のハーグ条約第13条に従って子の返還を拒絶することを決したときは、国内法に従って、子が違法な連れ去りまたは留置の直前にその常居所を有していた、加盟国の管轄裁判所または中央当局に、遅滞なく直接にまたは中央当局を通じて、返還を拒絶する裁判所の判決の謄本および相当な証拠書類、特に聴聞の録取書を交付しなけ

中止しなければならない。

(2) 手続を導く文書またはそれと同価値を有する文書が1348/2000号規則 (EG) の標準に従ってある加盟国から他の加盟国に移送されるべき場合は、同規則19条が第1項に代わって適用される。

(3) 1348/2000号規則 (EG) の規定が適用されえないときは、手続を導く文書またはそれと同価値を有する文書が、民事および商事事件における外国への裁判上および裁判外の文書の送達に関する1965年11月15日ハーグ条約の標準に従って外国に伝達されるべき場合には、同条約第15条が適用される。

第19条 (事件の係属および従属し手続)

(1) 異なった加盟国の裁判所に同一当事者間の離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告が係属するときは、後で提起された裁判所は、最初に提起された裁判所の管轄権が明らかになるまでその手続を法律上当然に中止する。

(2) 異なった加盟国の裁判所に、同じ請求権のために一人の子のための親の責任に関する手続が係属するときは、後で提起された裁判所は、最初に提起された裁判所の管轄権が明らかになるまで、その手続を法律上当然に中止する。

(3) 最初に提起された裁判所の管轄権が確定する限り、後で提起された裁判所は、この裁判所のために管轄権がないことが明らかになる。この場合後で提起された裁判所に申立てをなした申立人は、この申立てを最初に提起された裁判所になしうる。

第20条 (保護措置を含む一時的な措置) (1)

加盟国の裁判所は、緊急の事例ではこの規則の規定とは無関係に、この規則に従って本案判決について他の加盟国の裁判所が管轄権を有する場合でも、この加盟国の法に従って

規定された、この国に見出される者または財産に関する、保護措置を含む仮処分をなしうる。

(2) 第1項の貫徹のためになされた措置は、この規則に従って本案の判決について管轄権を有する加盟国の裁判所が相当と考える措置をなした場合は、効力を失う。

第3章 承認と執行

第1節 承認

第21条 (判決の承認) (1) ある加盟国でなされた判決は、このために特別の手続が必要とされることなしに、他の加盟国で承認される。

(2) 第3項にもかかわらず、他の加盟国でなされた、この加盟国の法に従っていかなる更なる法律上の救済手段も提起されえない、離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告に関する判決に基づいて、加盟国の身分登録簿への記入のためのいかなる特別の手続も特に必要とはされない。

(3) 第4項にもかかわらず、利害を有するすべての当事者は、第2項の手続に従って判決の承認または不承認に関する判決を申し立てうる。各々の加盟国が委員会に第68条に従って伝えたりストに挙げられている場所的管轄を有する裁判所は、承認または不承認の申立てがなされた加盟国の国内法により定められる。

(4) ある加盟国の裁判所での法的紛争において判決の承認の問題が先決問題として解明されるべきときは、この裁判所がそれについて判断する。

第22条 (離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告に関する判決の不承認の理由) 離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告に関する判決は、a) その承認が、それ

が申し立てられた加盟国の公の秩序に明らかに抵触する場合、b) 申立ての相手方がその判決を一義的に理解していたことが確定される場合を除き、その手続に関与しなかった申立ての相手方に手続を導く書類またはそれと同価値を有する書類が適時かつ彼が防御しうる方法で送達されなかった場合、c) その判決が、その承認が申し立てられた加盟国における同一当事者間の手続に関わる判決と調和しない場合、またはd) 先になされた判決が、その承認が申し立てられた加盟国における承認のための必要な前提を満たす限りにおいて、他の加盟国または第三国で同一当事者間においてなされた当初の判決と調和しない場合には、承認されない。

第23条 (親の責任に関する判決の不承認の理由) 親の責任に関する判決は、a) その承認が、それが申し立てられた加盟国の公の秩序に明らかに抵触する場合 (それに際して子の福祉が考慮されるべきである)、b) 緊急の場合を除き、子が聴聞される可能性を有することなしに、判決がなされ、それによって承認が申し立てられた加盟国の重要な手続法上の原則が侵害された場合、c) 彼らが判決を一義的に理解していたことが確定される場合を除いて、手続に関与していない関係人に手続を導く書類またはそれと同価値を有する書類が適時かつ彼が防御しうるような方法で送達されなかった場合、d) この者が聴聞される可能性を有することなしに、判決がなされた場合において、ある者がこれをその判決が親の責任に関わることを理由として申し立てられた加盟国でなされた、親の責任に関する後でなされた判決と調和しない場合、f) 後でなされた判決が、その承認が申し立てられた加盟国におけるその承認のための必

要な前提を満たす限りにおいて、その判決が、その子がその常居所を有する他の加盟国または第三国でなされた親の責任に関する後でなされた判決と調和しない場合、またはg) 第56条の手続が遵守されていない場合には、承認されない。

第24条 (発生加盟国の管轄の事後的検討の禁止) 発生加盟国の管轄は問題とされえない。第22条a) および第23条a) の公の秩序との抵触の検討は、第3条から第14条の管轄規定に拡大されえない。

第25条 (適用されるべき法における区別)

判決の承認は、離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告が、承認が申し立てられた加盟国の法に従って同じ事実関係であるとの根拠のもとに許容されないという理由で拒否されえない。

第26条 (事件の事後的検討の排除) 判決の事実関係自体は決して事後的に検討されえない。

第27条 (手続の停止) (1) 他の加盟国でなされた判決の承認が申し立てられた加盟国の裁判所は、その判決に対して正規の法的救済が申し立てられたときは、その手続を中止しうる。

(2) アイルランドまたは連合王国でなされた判決の承認が申し立てられた加盟国の裁判所は、発生加盟国における判決の執行が法的救済の申立てにより差し当たり中止されたときは、その手続を停止しうる。

第2節 強制執行宣言の申立て

第28条 (執行しうる判決) (1) この加盟国で執行可能であり、かつ送達された、子のための親の責任に関するある加盟国でなされた判決は、それがそこで正当な当事者の申立てに基づいて執行しうるものと宣告されたときは、他の加盟国において執行される。

(2) しかし、連合王国ではかような判決は、それが正当な当事者の申立てに基づいて連合王国の当該地区で執行のために登記された場合にはじめて、イギリスおよびウェールズ、スコットランドまたは北アイルランドにおいて執行される。

第29条（場所的に管轄権を有する裁判所）

(1) 強制執行の宣言の申立ては第68条によって委員会の各加盟国に伝えられたリストに述べられた裁判所に申し立てられうる。

(2) 場所的に管轄権を有する裁判所は、強制執行がなされるべき者の常居所により、またはその申立てに関わる子の常居所により定められる。第1項に述べられた場所のいずれも執行加盟国に見出されない場合は、場所的に管轄権を有する裁判所は執行地により定められる。

第30条（手続）(1) 申立てについては執行加盟国の法が標準となる。

(2) 申立人は申し立てられた裁判所の地区で送達のために選択的住所を設けなければならない。選択的住所が執行加盟国の法に規定されていないときは、申立人は送達を受ける代理人を指名しなければならない。

(3) 申立てには第37条および第38条に列挙された書類が添付されねばならない。

第31条（裁判所の判決）(1) 申立てを扱う裁判所は、遅滞なくかつ強制執行がなされる者も、またその子も本節の手続の中で意見を表明する機会を保持することなしにその判決をなす。

(2) 申立ては第22条、第23条および第24条において述べられた理由に基づいてのみ拒絶されうる。

(3) 判決の事実関係自体は決して後で問題とされえない。

第32条（判決の通知）申立てについてな

れた判決は、申立人に事務局の記録官から執行加盟国の法が規定する方式で通知される。

第33条（法的救済）(1) 執行宣告の申立てに関する判決に対して各当事者は法的救済を申し立てうる。

(2) 法的救済は、委員会の各加盟国が第68条に従って伝えたリストに記載された裁判所に申し立てられる。

(3) 法的救済については、双方向的な法的聴聞を伴う手続について標準的な規定に従って定められる。

(4) 法的救済が執行の宣告の申立てをなした者によって申し立てられたときは、強制執行がなされるべき者は、法的救済を扱う裁判所に係属している手続に関わることが要請される。その者が手続に関わらない場合は、第18条の規定が適用される。

(5) 執行宣言に対する法的救済は、送達後1ヵ月以内に申し立てられるべきである。執行がなされるべき者が、執行宣言がなされた加盟国とは異なる加盟国にその常居所を有する場合は、法的救済期間は2ヵ月となり、執行宣言が執行がなされるべき者個人またはその住所に送達された日から起算される。遠隔地であることによるこの期間の延長は排除される。

第34条（法的救済の管轄権を有する裁判所および法的救済に関する判決の取消し）法的救済についてなされた判決は、委員会の各加盟国が第68条に従って通知したリストに述べられた手続の方法によってのみ取り消されうる。

第35条（手続の中止）(1) 第33条および第34条により法的救済に関わっている裁判所は、発生加盟国において判決に対する正規の法的救済が提起され、またはかような法的救済のための期間がまだ徒過していないとき

は、強制執行がなされるべき当事者の申立てに基づいてその手続を中止しうる。後者の場合は裁判所は、その間に法的救済が提起されるべき期間を定めうる。

(2) 判決がアイルランドまたは連合王国でなされるときは、各々の発生国で認められる法的救済は第1項の意味の正規の法的救済とみなされる。

第36条（一部執行）(1) 判決によって複数の主張された請求権について決せられ、かつその判決の強制執行がすべての範囲では許容されないときは、裁判所は一つまたは複数の請求権のためにそれを許容する。

(2) 申立人は一部の執行を求めうる。

第3節 第1節および第2節のための共通規定

第37条（証書）(1) 判決の承認または不承認またはその強制執行の宣言を実現しようとする当事者は、a) その証拠力のために必要な要件を満たす判決の謄本およびb) 第39条の証明書を提示しなければならない。

(2) 欠席手続においてなされた判決では、判決の承認またはその執行宣告を実現しようとする当事者はさらに、a) 手続を導く文書またはそれと同価値を有する書類がその手続に関わらない当事者に送達された結果を生じる原本または原本の信頼される謄本またはb) 申立ての相手方が判決を一義的に理解したことが導かれる原本を提示しなければならない。

第38条（書類の不存在）(1) 第37条1項b) または第2項に述べられた書類が提示されないときは、裁判所は、その間に証書が提示されるべき期間を設定し、または同じ価値を有する書類で満足し、または更なる説明が必要とはみなされない場合には、書類の提出を免除しうる。

(2) 裁判所の要求に基づいて書類の翻訳が提

出されるべきである。翻訳は加盟国の一つにおいてこれに関して権限を有する者により認証されるべきである。

第39条（婚姻事件の判決および親の責任に関する判決における証明書）発生加盟国の管轄裁判所または管轄官署は、正当な当事者の申立てに基づいて付属文書I（婚姻事件の判決）または付属文書II（親の責任に関する判決）の様式を用いた証明書を発行する。

第4節 一時的監護権に関する特定の判決および子の返還が命じられる特定の判決の執行可能性

第40条（適用領域）(1) 本節は、a) 一時的監護権およびb) 第11条8項の子の返還を命じる判決による子の返還に適用される。

(2) 親の責任の担い手は、本節の規定にもかかわらず、本章第1節および第2節の標準に従って承認および執行を申し立てうる。

第41条（一時的監護権）(1) 発生加盟国において第2項により証明書が発行された、第40条1項a) の意味における一時的監護権に関するある加盟国でなされた執行しうる判決は、他の加盟国で承認され、かつ執行の宣告を必要とすることなしに、また承認が取り消されることなしに、当地で執行されうる。国内法が、一時的監護権に関する判決が法的救済の申立てにもかかわらず法律上当然に執行されうると規定していないとしても、発生国の裁判所はその判決を執行しうると表明しうる。

(2) 発生加盟国の裁判所は、a) 欠席手続の場合は、手続に関わっていない当事者の手続を導く書類またはそれと同価値の書類が適時かつそれが防御されうるような方法で送達され、または当該文書の送達に際してこの条件が遵守されていなかったが、当事者がその判決を一義的に理解しており、b) すべての関

係当事者が聴聞される機会を有し、かつc) 聴聞がその年齢またはその成熟度に基づいて不適切なように見える場合を除いて、子が聴聞を受ける可能性を有した場合にのみ、付属文書Ⅲ（一時的監護権に関する証明書）の方式を用いた第1項の証明書を作成する。その証明書は判決が作成された言語で書かれる。

(3) 一時的監護権が判決の言渡しに際して国境を越える関係を提示する事件に関わる場合には、判決が執行可能であり、または一時的に執行しうる限りにおいて、証明書が法律上当然に交付される。その事件が後になってはじめてある事件と国境を越える関係を持つ場合は、証明書は当事者の一人の申立てに基づいて発行される。

第42条（子の返還）(1) 第2項の説明書が発行加盟国で発行された、第40条1項b)の意味における子の返還に関するある加盟国でなされた執行しうる判決は、執行可能宣言を必要とすることなく、かつ承認が取り消されうることなしに、他の加盟国で承認され、かつ当地で執行されう。国内法が、子の返還に関する第11条8項に述べられた判決が法的救済の申立てにもかかわらず、法律上当然に執行されうると規定していない場合でも、発生国の裁判所はその判決を執行可能と宣告しうる。

(2) 第40条第1項b)の判決を認めた裁判官は、a) 聴聞がその年齢またはその成熟度に基づいて不適切でない限りにおいて、子が聴聞を受ける可能性を有し、b) 当事者が聴聞を受ける可能性を有し、かつc) 裁判所がその判決の言渡しに際して、1980年のハーグ条約第13条に従ってなされた判決の基礎となっている論拠を考慮した場合にのみ、第1項の証明書を発行する。裁判所または他の官署が、常居所地国への返還後の子の保護を確

保するために関与する場合は、この措置が証明書の中で言及されるべきである。発生国の裁判官は、付属文書Ⅳ（子の返還に関する証明書）の様式を用いた証明書を職権で発行する。証明書は判決が作成された言語で書かれる。

第43条（訂正の訴え）(1) 証明書の訂正については発生国の法が適用される。

(2) 第41条1項または第42条1項の証明書の発行に対して法的救済は不可能である。

第44条（証明書の有効性）証明書は判決の強制執行可能性の枠内においてのみ有効である。

第45条（証拠）(1) 判決の強制執行を実現しようとする当事者は、a) その証拠力のために必要な要件を満たす判決の謄本およびb) 第41条1項または第42条1項の証明書を提示しなければならない。

(2) 本条のために、第41条1項の証明書には一時的監護権の行使の態様に関する12号の翻訳が、第42条1項の証明書には、子の返還を確保するためにとられる措置の細目に関する14号の翻訳が添付される。翻訳は執行加盟国の公用語または公用語の一つまたはそれにより許容された他の言語でなされる。翻訳は加盟国の一つにおいてこれにつき権限のある者により認証されるべきである。

第5節 公の証書と合意

第46条 ある加盟国で採用され、かつ執行されう公の証書ならびに発生加盟国で執行されう合意は、判決と同じ条件のもとで承認され、かつ執行可能なものと宣明される。

第6節 その他の規定

第47条（執行手続）(1) 執行手続につき執行加盟国の法が適用される。

(2) 第2節により執行されうものと宣告され、または第41条1項または第42条1項に

より証明書が作成された、他の加盟国の裁判所によりなされた判決の執行は、執行加盟国においてこの加盟国でなされた判決に適用されるのと同じ条件のもとでなされる。特に、第41条1項または第42条1項により証明書が作成される判決は、それが後でなされる執行しうる判決と調和しないときは、執行されえない。

第48条（一時的監護権の行使の実際上の態様）(1) 強制執行加盟国の裁判所は、必要な措置がすでに本案について管轄権を有する加盟国の裁判所の判決の中でなされておらず、または十分な範囲ではなされていなかった場合は、判決の存在内容に影響しない限りにおいて、一時的監護権の行使の実際上の態様を規定しうる。

(2) 第1項により確定された実際上の態様は、本案判決につき管轄権を有する加盟国の裁判所が判決をなした後は、効力を失う。

第49条（費用）本章の規定は、第4節の規定を除いて、本規定により導かれた手続および費用確定決定の執行のための費用の確定についても適用される。

第50条（訴訟費用扶助）発生国の申立人に全部または一部の訴訟費用扶助または費用の免責が付与されたときは、彼は手続において第21条、第28条、第41条、第42条および第48条により訴訟費用の扶助または費用の免責に関して執行加盟国の法が定める最も有利な扱いを享受する。

第51条（担保給付、供託）ある加盟国で他の加盟国でなされた判決の執行を申し立てる当事者には、a) 彼が執行がなされるべき加盟国にその常居所を有さず、またはb) 彼がこの国の国籍を有さず、または、執行が連合王国またはアイルランドでなされるべき場合において、これらの加盟国の一つにその住所

を有さないという理由だけで、その表記がどのようなものであれ、担保給付または供託が課されない。

第52条（文書の真正の証明または類似の様式性）第37条、第38条および第45条に列挙された証書ならびにそれが許容されている場合において、訴訟代理権に関する証書は、真正であることの証明もそれに類似した様式性も必要とはされない。

第4章 親の責任に関する手続における中央当局間の共助

第53条（中央当局の規定）各加盟国は、この規則の適用に際してそれを支援する一つまたは複数の中央当局を定め、かつその場所的または客観的管轄を定める。ある加盟国が複数の中央当局を定めたときは、通知は原則として直接に管轄中央当局に向けられるべきである。通知が管轄権を有しない中央当局に向けられたときは、これはその通知を管轄権を有する中央当局に伝達し、発送者にそれを知らせなければならない。

第54条（一般的任務）中央当局は、国内の法規定および手続に関する情報を入手し、この規則の実行を改善し、相互の共同作業を強化するための措置をなす。このために2001/470/EG判決により整えられた民事および商事事件ヨーロッパ司法ネットワークが用いられる。

第55条（特別に親の責任に関わる事例における共助）中央当局は、特定の事例では、この規則の目的を実現するために、他の加盟国の中央当局または親の責任の担い手の申立てに基づいて協力する。これに関して中央当局は、個人に関するデータの保護を規定するこの加盟国の法律規定に一致して直接にまたは他の官署または施設の介在により以下の措置をなす：a) それはい) 子の状況、ii) 手続の

経過、またはiii)子に関する判決について情報を取得し、それらを交換する。b)それは、特に一時的監護権および子の返還に関する判決の承認および執行をその領域内で実現しようとする、親の責任の担い手に情報を与え、支援する。c)それは、特に第11条6項および7項および第15条の適用について裁判所間の理解を容易にする。d)それは第56条の適用について裁判所により用いられるすべての情報および支援をその自由に委ねる。e)それは調停によるまたはそれに類似した方法での親の責任の担い手の間の和解的合意を容易にし、これにつき国境を越える共同作業を促進する。

第56条 (他の加盟国における子の養育) (1)

第8条から第15条の規定により管轄権を有する裁判所がホームまたは里親のもとでの子の養育を考慮し、かつ子が他の加盟国で養育されるというときは、裁判所は、この加盟国において国内の子の養育の事件のためにある官署の介在が規定されている限り、予めこの加盟国の中央当局または他の官署の助言を得る。

(2) 第1項の養育に関する判決は、要請する加盟国において、要請された国の中央当局がこの養育に同意した場合においてのみなされる。

(3) 第1項および第2項の協議ないし同意の細目については要請された国の国内法が適用される。

(4) 第8条から第15条までの規定により管轄権を有する裁判所が里親のもとでの子の養育を決定し、その子が他の加盟国で養育されることになり、かつこの加盟国において国内の子の養育の事件についてある官署の介在が規定されていないときは、裁判所はこの加盟国の中央当局または管轄官署にそれを通知す

る。

第57条 (作業方法) (1) 親の責任の各々の担い手は、彼がその常居所を有している加盟国の中央当局、またはその子が常居所を有しまたは居住する加盟国の中央当局に第55条の支援の申立てをなしうる。その申立てには、原則として申立ての実行を容易にしうるすべての使用しうる情報が添付される。この申立てが、この規則の適用範囲に属する、親の責任に関する判決の承認または執行に関わるときは、親の責任に関する担い手は第39条、第41条1項または第42条1項に従って当該証明書を申立てに添付しなければならない。

(2) 各加盟国は、委員会に、彼がその固有の言語以外に中央当局への通知のために許容する、共同体の機関の公用語を通知する。

(3) 第55条の中央当局の支援は無償でなされる。

(4) 各々の中央当局はその固有の費用を負担する。

第58条 (会合) (1) この規則の適用を容易にするために、通例中央当局の会合が召集される。

(2) この会合の召集は、民事および商事事件のためのヨーロッパ司法ネットワークの設立に関する2001/470/EG判決との調和においてなされる。

第5章 他の法的手段との関係

第59条 (他の法的手段との関係) (1) 第60条、第61条、第62条および本条2項にもかかわらず、この規則は、この規則の発効時に存在する、二つまたは複数の加盟国の間に締結された、この規則の中に定められた領域に関わる協定に代わる。

(2) a) フィンランドおよびスウェーデンは、

この規則に代えて、最終的記録を含む婚姻、養子縁組および後見に関する国際的手続法の規定を伴う、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェーおよびスウェーデンの間の1931年2月6日の条約の全部または一部がその相互的な関係に適用されうることを表明しうる。この表明はこの規則に付属文書として付加され、ヨーロッパ連合公報に記載される。当該加盟国はその表明の全部または一部をいつでも撤回しうる。b) 国籍を理由とする連合の市民の差別禁止原則は遵守される。c) この規則に規定された領域に関わるa) に述べられた加盟国の間の将来の条約における帰属の標識は、この規則の標識と調和していなければならない。d) a) の表明をなした北欧諸国の一つで、第2章に規定された帰属の標識の一つに一致した帰属の標識に基づいてなされた判決は、他の加盟国において第3章の規定に従って承認され、かつ執行される。

(3) 加盟国は、委員会に、a) 第2項a) およびc) に従った合意ならびにこの合意の遂行に関する統一法の謄本、b) この合意またはこの統一法の解除または変更を伝達する。

第60条 (特定の多国間の合意との関係) 加盟国間の関係においてこの規則は、この規則に規定されているこれらの分野に関わる限りにおいて、以下の条約に優先する：a) 1961年10月5日のハーグ条約、b) 婚姻事件における判決の承認に関する1967年9月8日のルクセンブルク条約、c) 離婚および別居の承認に関する1970年6月1日のハーグ条約、d) 子の監護権および監護関係の回復に関する判決の承認および執行に関する1980年5月20日のヨーロッパ条約およびe) 国際的な子の連れ去りの民事的側面に関する1980年10月25日のハーグ条約。

第61条 (親の責任および子の保護に関する措置の分野における管轄、適用されるべき法律、承認、執行および共助に関する1996年10月19日のハーグ条約との関係) 親の責任および子の保護に関する措置の分野における管轄、適用されるべき法律、承認、執行および共助に関する1996年10月19日のハーグ条約との関係において、本規定は、a) 当該子がその常居所を加盟国の高権領域内に有する場合、b) 他の加盟国の高権領域におけるある加盟国の管轄裁判所によりなされた判決の承認および執行の問題においては、当該子がその常居所を上記条約の締約国である第三国の高権領域内に有する場合もまた適用される。

第62条 (効力の存続) (1) 第59条1項および第60条および第61条に述べられた条約は、その効力をこの規定により定められていない法領域について保持する。

(2) 60条に述べられた条約、特に1980年のハーグ条約は、第60条を留保してそれらに属する加盟国間でその効力を保持する。

第63条 (ローマ教皇庁との契約) (1) この規則は、1940年5月7日にヴァティカン市国で教皇庁とポルトガルの間に署名された国際条約(コンコルダート)とは関わりなく適用されうる。

(2) 第1項に述べられた条約に従った婚姻の無効に関する判決は、加盟国において第3章第1節に規定された条件のもとで承認される。

(3) 第1項および第2項は、教皇庁との以下の国際条約(コンコルダート)にも適用される：a) 1984年2月18日にローマで署名された付加記録を伴う合意により変更された、イタリアと教皇庁の間の1929年2月11日のラテラン条約、b) 教皇庁とスペインとの間の法律事件に関する1979年1月3日の合意。

(4) 第2項の意味における判決の承認のために、イタリアおよびスペインでは、教会裁判所の判決についても第3項に述べられている教皇との国際条約に従って適用されるものと同じ手続および事後的な調査が規定される。(5) 加盟国は委員会に、a) 第1項および第2項に述べられた条約の謄本、b) これらの条約の告知または変更を伝達する。

第6章 経過規定

第64条 (1) この規定は、第72条に従ってこの規則の適用の開始後導入され、採用されまたはなされた、裁判手続、公の証書および当事者間の合意についてのみ適用される。(2) この規則の適用の開始後、この規則の適用前であるが、1347/2000号の規則(EG)の発効後導かれた手続においてなされた判決は、裁判所が本規則の第3章または規則(EG) 1347/2000号または発生加盟国と要請された加盟国との間の手続の導入の時点で効力を生じていた条約の管轄条項と調和する条項に基づいて管轄権を有する限り、本規定第3章の標準に基づいて承認され、かつ執行される。(3) この規則の適用の開始前に、規則(EG) 1347/2000号の発効後導かれた手続においてなされた判決は、それらが離婚、婚姻の解消なき別居または婚姻の無効宣告または婚姻事件におけるかような手続に際してなされた、共通の子のための親の責任に関する判決を対象とする限り、本規則の第3章の標準に従って承認され、かつ執行される。(4) 本規則の適用開始前であるが、規則(EG) 1347/2000号の発効後に、規則(EG) 1347/2000号の発効前に導かれた手続においてなされた判決は、それらが離婚、婚姻関係の解消なき別居または婚姻事件におけるかよ

うな手続に際してなされた共通の子のための親の責任に関する判決を対象とし、かつ本規則第2章または規則(EG) 1347/2000号または手続導入時に発生加盟国と要請された加盟国との間で効力を生じていた条約と調和する管轄規定が適用された限りにおいて、本規則第3章の標準に従って承認され、かつ執行される。

第7章 結びの規定

第65条(検討) 委員会は、ヨーロッパ議会、幹部会およびヨーロッパ経済社会委員会に、遅くとも2012年1月1日および引き続き5年毎に加盟国によって提示された情報に基づいて、それが場合によってはその適合に関する提案を付加する、本規則の適用に関する報告を提出する。**第66条**(二つまたは複数の法体系をもった加盟国) 本規定で扱われている問題が様々な領域単位において二つまたは複数の法体系または規範により規定される加盟国については、以下のことがあてはまる：a) この加盟国における常居所という言葉は、ある領域単位における常居所を意味する。b) 国籍、連合王国の場合は、住所という言葉は、この国の法規定により指示された領域単位を意味する。c) 加盟国の官署という言葉は、この国の中の領域単位の管轄官署を意味する。d) 要請された加盟国の規定という言葉は、管轄が主張され、または承認または執行が申し立てられた領域単位の規定を意味する。**第67条**(中央当局および許容された言語に関する指示) 加盟国は、本条約発効後3ヵ月以内に、a) 第53条の中央当局の名称およびあて先ならびに技術的な意思疎通手段、b) 第57条2項により中央当局への通知のために許容された言語、およびc) 第45条2項に

より一次的監護権に関する証明のために許容された言語を伝える。加盟国は委員会にこの指示のすべての変更を伝える。指示は委員会により公開される。

第68条(裁判所および法的救済の指示) 加盟国は委員会に管轄裁判所および法的救済を伴う第21条、第29条および第34条に述べられたリストならびにこのリストの変更を伝える。委員会は、この指示を現実化し、それをヨーロッパ連合公報への掲載によりおよび他の適切な方法で公表する。

第69条(付属物の変更) 付属文書IからIVまでに採録された様式の変更は、第70条2項に述べられた手続によって決定される。

第70条(審議委員会) (1) 委員会は、審議委員会により支援される。

(2) 本条項に関する場合は、決定1999/468/EG第3条から第7条が適用される。

(3) 審議委員会は業務規定を定める。

第71条(規則(EG) 1347/2000号の廃止) (1) 規則(EG) 1347/2000号は、本規則の適用の開始とともに廃止される。

(2) 規則(EG) 1347/2000号のすべての指示は、付属文書IVの対応表の標準に従ってこの規則の指示とみなされる。

第72条(効力の発生) この規則は2004年8月1日に発効する。それは、2004年8月1日から効力を生じる第67条、第68条、第69条および70条の例外を伴って2005年5月1日から発効する。本規則は、そのすべての部分が拘束力を有し、ヨーロッパ共同体設立条約に従って直接に加盟国に適用される。2003年11月27日ブリュッセルにて作成。幹部会議長カステリ。